

(7)サイロ港湾作業料金（参考）

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 料金の種類及び額

1. 基 本 料 金

（メイズ・マイロ・大豆・大麦・ライ麦）

（1 トンにつき 単位円）

作 業 の 種 類		基本料金
吸揚一貫作業	外航船にかかる作業	1,188
	500 総トン以上の内航船に係る作業	1,161
	はしけ又は 500 総トン未満の内航船に係る作業	985
吸揚機による 積 替 作 業	500 総トン以上の内航船に係る作業	532
	はしけ又は 500 総トン数未満の内航船に係る作業	509
積 込 作 業		438

（注） 小麦については、本料金の 85%を基本料金とします。

菜種については、本料金の 108%を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容		割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分 までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の 2.5 割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日 作業	日曜日・祝祭日における作 業	吸揚一貫作業、吸揚機による積替 作業及び積込作業	基本料金の 6 割増
雨天、雪天作業	雨天、雪天時における作業		基本料金の 1 割増

3. 諸 料 金

(1) 待機料金

（1 人 1 時間につき 単位円）

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	3,236
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	5,033

4. 分担金等

区 分	金 額	
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律） 1 トンにつき	4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律） 1 トンにつき	3 円 50 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このサイロ港湾作業料金は、メイズ・マイロ・大豆・大麦・ライ麦又は小麦・菜種について岸壁に設置された吸揚機（ニューマチックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベア等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又はいずれか一方を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

サイロ港湾作業料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸揚一貫作業

本船内又ははしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビンに投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又ははしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航又ははしけに積込むまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天・雪天時において作業を行なった場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

4. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

待機等諸料金

- (1) 本料金は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。
ただし、それらの場合が港湾運送事業者の責に帰さないものであるときに限ります。
- (2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、
半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。
- (3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。
 - ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間以上を経過してからの取消について昼間の料金の7時間分とします。
 - ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。
- (4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が昼間作業にあつては昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

5. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 消費税及び地方消費税の加算については、
 - ① 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
 - ② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. そ の 他

- (1) 特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は、慣習によります。
- (3) 委託者の要求により、陸上に設置の搬送設備による搬送機を使用した場合の費用は実費を申し受けます。